○厚生労働省告示第三百八十号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第八条第一項に規定する指定納付受託者であって、同法第五条第一号に規定する方法による委託を受ける指定納付受託者を次のとおり指定したので、同法第八条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年十月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

名称	事務所の所在地	納付を委託することができる歳入等の種類	指定をした日	納付事務の開始の日
株式会社ＮＴＴデータ	東京都江東区豊洲三丁目三番三号	厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和六年厚生労働省令第百六号）別表の一の項及び二の項に掲げる歳入等	令和八年十月二十六日	令和八年十月二十六日

○経済産業省告示第百四十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和八年十月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
令和八年台風第二十五号に伴う災害	千葉県	令和八年九月二十日から令和九年一月二十五日まで
	千葉市	
	銚子市	
	市川市	
	船橋市	
	館山市	
	木更津市	
	松戸市	
	野田市	
	茂原市	
	成田市	
	佐倉市	
	東金市	
	旭市	
	習志野市	
	柏市	
	勝浦市	
	市原市	
	流山市	
	八千代市	
	我孫子市	
	鴨川市	
	鎌ケ谷市	
	君津市	
	富津市	
	四街道市	
	袖ケ浦市	
	八街市	
	印西市	
	白井市	
	富里市	
	南房総市	
	匝瑳市	
	香取市	
	山武市	
	いすみ市	
	大網白里市	
	印旛郡酒々井町	
	印旛郡栄町	
	香取郡神崎町	
	山武郡九十九里町	
	山武郡横芝光町	
	長生郡睦沢町	
	長生郡長生村	
	長生郡白子町	
	長生郡長柄町	
	長生郡長南町	
	夷隅郡大多喜町	
	夷隅郡御宿町	
	安房郡鋸南町	
	東京都	
	島しょ大島町	

○国土交通省告示第千三百号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十六日

国土交通大臣　井林　辰憲

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社日立ニコトランスミッション加茂事業所	新潟県加茂市大字下条戊405番地	軸系のクラッチ	令和８年10月13日から令和13年10月12日まで
〃	〃	軸系の変速装置	〃